

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

この度、政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から、2025年の必要病床数の推計結果が発表され、本県についての2025年の推計必要病床数は約9,000床であり、既存病床数と比べると約4,200床少なく、今後、大幅な削減を求められることが懸念される場所である。

これまで本県では、地域の医療提供体制の確保は、県民の命と健康を守り、安心して生活するための最重要課題であるとの認識の下、その整備に取り組んできたところであり、今後もその必要性は変わらないと考えている。

国・地方ともに厳しい財政状況の中、持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療費適正化に向けた取組の必要性は十分理解できるものの、国が一方的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりでなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失、さらには、将来の医療従事者を目指す若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療提供体制を崩壊させることになりかねない。

よって、国においては、今後、都道府県が策定する「地域医療構想」について、地域の実情に応じた現実的な内容とするとともに、これを実現させる過程においても、柔軟に対応することを可能とする制度運用を行うよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月3日

徳島県議会議長 川 端 正 義

